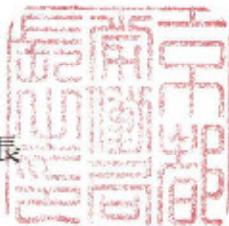




京労発基1125第2号
平成26年11月25日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
京都府支部長 殿

京都労働局長



陸上貨物運送業の労働死亡災害多発警報の発令について

日頃より労働災害の防止をはじめ労働行政の推進に格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、京都府内の労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成26年10月末の速報値において、-5.4%と前年に比べ減少しているところですが、死亡災害については13件と、昨年同期の11件に比較して2件増加しており、本年度目標である「死亡災害の大大幅な減少」の達成は難しい状況にあります。

特に死亡災害13件のうち6件が陸上貨物運送業で発生しており、陸上貨物運送業での死亡災害は、この10年間で一番多くなっています。その内訳は、動き出したトラックを止めようとして発生したものが2件、道路上での縁石、水銀灯等の障害物への衝突が2件、大型トレーラーとトラックの衝突、停車中のバスへの追突が各1件となっています。

また、休業4日以上の死傷者数も、陸上貨物運送業では昨年同期と比較して10.7%増加しており、その内訳は、荷台等からの墜落・転落によるものが全体の21.9%、無理な動作等による腰痛等が19.4%、はさまれ・捲き込まれ等が13.3%となっております。

これから、年末・年始に向けて何かと慌ただしく、さらに、寒冷や降雪等の季節的条件も加わり労働災害の増加が懸念されるところから、京都労働局では、11月25日、「陸上貨物運送業の労働死亡災害多発警報」を発令して、陸上貨物運送業の労働災害防止を重点に取り組むこととしました。

貴支部には、本年 8 月 21 日付け「労働災害のない職場づくりに向けた緊急要請」により労働災害の防止をお願いしているところですが、今回の「陸上貨物運送業の労働死亡災害多発警報」の発令を受け、別添の「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「荷役作業対策ガイドライン」等を指針として、より一層の労働災害防止対策の実施をお願いするものです。

なお、「労働死亡災害多発警報発令中！」のリーフレットを作成しましたので、会員事業場への意識啓発等に併せてご活用願います。

陸上貨物運送業の労働死亡災害多発警報の発令について

平成 26 年 11 月 25 日

京都労働局

京都府内の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、平成 26 年 10 月末の速報値において、-5.4% と前年に比べ減少しているところであるが、死亡災害については、昨年同期の 11 件に比較して 13 件と 2 件増加しており、本年度目標である、死亡災害の大変な減少の達成は難しい状況にある。

特に、死亡災害 13 件のうち 6 件が陸上貨物運送業で発生しており、陸上貨物運送業での死亡災害は、この 10 年間で一番多くなっている。

陸上貨物運送業の死亡災害の内訳は、別添「陸上貨物運送業・労働死亡災害多発警報発令中！」の示した通り、動き出したトラックを止めようとして発生したものが 2 件、道路上での縁石、水銀灯等の障害物への衝突が 2 件、大型トレーラーとトラックの衝突、停車中のバスへの追突が各 1 件となっている。

また、休業 4 日以上の死傷者数も、陸上貨物運送業では昨年同期と比較して 10.7% 増加しており、その内訳は、荷台等からの墜落・転落によるものが全体の 21.9%、無理な動作等による腰痛等が 19.4%、はさまれ・巻き込まれ等が 13.3% となっている。

これから、年末・年始に向けて何かと慌ただしく、さらに、寒冷や降雪等の季節的条件も加わり、陸上貨物運送業での労働災害の増加、とりわけ死亡災害の発生が懸念されるところから、これを阻止するべく「陸上貨物運送業の労働死亡災害多発警報」を発令して、陸上貨物運送業の労働災害防止を重点として取り組むものとする。

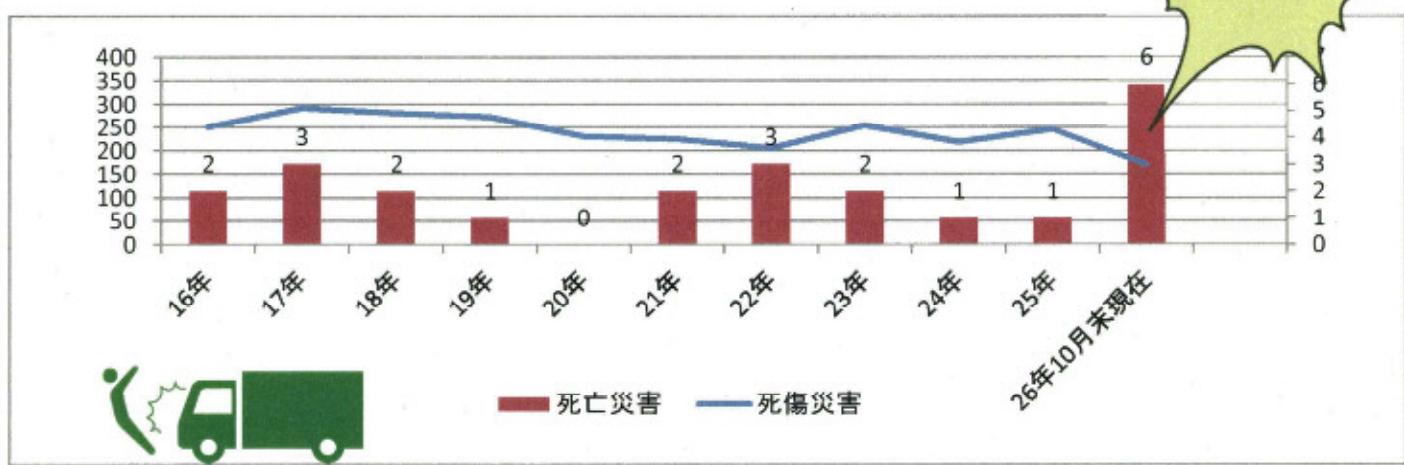
陸上貨物運送業

労働死亡災害多発警報発令中！

交通事故による死亡災害多発



ここ10年で
最大件数に！



京都労働局・各労働基準監督署

平成 25 年は 1 件であった陸上貨物運送業の死亡災害が、今年は 6 件と多発、また、そのほとんどが交通事故によるものです。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」では、

- 交通労働災害防止のための管理体制の確立
- 適正な労働時間の管理、適正な走行計画の作成と走行管理
- 点呼の実施とその結果への対応
- 雇入れ時及び日常教育の実施
- 交通労働災害防止に対する意識の高揚
- 健康診断等の健康管理
- 異常気象などへの対応及び自動車の点検

等の実施により、交通労働災害の防止を図っているところです。

今後、年末・年始に向けて何かと慌ただしく、さらに、寒冷や降雪等の季節的条件も加わり労働災害の増加が懸念されるところから、労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、ガイドラインを指針として、より一層の労働災害防止対策をお願いします。

平成 26 年に発生した陸上貨物運送業での死亡災害

No.	災害発生 月 時	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	1月 19時	男 50 代 10~29人	荷物の配達作業中、道路にトラックを止め、運転席から降りたところ、トラックが不意に動き出し、これに轢かれて被災した。
2	3月 10時	男 40 代 10~29人	荷を積み走行中、ゆるやかなカーブの道路で被災者が運転する大型トラックが対向車線の歩道の縁石に乗り上げて横転し街路樹に衝突、被災者は頭を強く打って1時間後に死亡した。
3	6月 6時	男 40 代 30~49人	コンビニエンスストア前の側道に貨物自動車を停車させて店内で買い物していた被災者は、貨物自動車が動いていることに気づいたため、あわてて車の前に回り込んだところ、電柱と貨物自動車に体を挟まれ、死亡した。
4	8月 3時	男 70 代 1~9人	富山県高岡市に 10 t ダンプトラックを陸送するため、当該 10 t ダンプトラックを運転し国道 8 号線を北進していたところ、交差点において北側の中央分離帯に正面から乗り上げ、水銀灯に衝突した。
5	8月 2時	男 50 代 30~49人	片側 1 車線の緩やかなカーブの国道で、大型トレーラーと、大型トラックが正面衝突し、大型トレーラーの運転手が全身を強く打ち、まもなく死亡。大型トラックの運転手は手に軽傷を負った。
6	10月 5時	男 40 代 50~99人	高速道路を 4 トントラックで走行中、バス停に停車中の大型トラックに追突した。